

(監査委員事務局 包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置の公表)

監査委員公表第 697 号

包括外部監査人の報告書により公表した包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置について、大分県知事及び教育委員会教育長からの通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 15 日

大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通

大分県監査委員 長 野 恭 子

大分県監査委員 駕 海 豊

大分県監査委員 戸 高 賢 史

○ 措置状況の概要

令和2年度包括外部監査結果（令3. 3. 31公表）に対する措置状況

(1) 監査テーマ：「雇用労働政策に係る事務の執行及び事業の管理について」

(2) 概 要

令和3年度に監査委員あてに通知された措置状況のうち、「検討中」とした1件について再度通知があった。

部 局	令和3年度措置		令和4年度措置の内容（件数）		
	検討中 (対応進行/検討)		対応済	対応困難 対応不可	検討中 (対応進行/検討)
福 祉 保 健 部	結 果	1(0/1)	1	0	0
	意 見	0	0	0	0
合 計	結 果	1(0/1)	1	0	0
	意 見	0	0	0	0

令和3年3月31日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(監査テーマ：雇用労働政策に係る事務の執行及び事業の管理について)

部 局	監 査 の 結 果 及 び 意 見	措 置 の 内 容	備 考
【事業13】 子育てと仕事両立支援事業			
福祉保健部	<p>【結果】指摘 13-1</p> <p>事業の達成率について</p> <p>育児短時間勤務奨励事業、両立応援給付事業ともに達成率が低くなっている。</p> <p>事業実施期間が10月から3月までの6ヶ月間であり、周知が徹底できていなかったことが主な原因であるということであるが、需要があれば申請は増えるため、令和2年度の実績が出た後に事業を継続するか中止するかの判断をすべきである。</p>	<p>育児短時間勤務奨励事業については、令和3年度は申請目標20件に対し、5件の実績に留まり、事業を開始した令和元年度からの累計実績も12件と芳しくなかった。事業開始当初から企業への訪問や電話連絡等(累計約1,800社)により、事業の周知に努めたが、企業からは「育児短時間勤務制度はあるが、該当者や希望者がいない。」等の声が多く聞かれた。要件の見直し等も検討したが、令和3年度後半に、国において、事業者に対して育児短時間勤務等を奨励するための類似の奨励金交付事業が開始されたことから、本事業は令和3年度で終了することとした。</p> <p>両立応援給付事業については、令和3年度は申請目標96件に対し、それを上回る105件の実績があった。事業を開始した令和元年度からの累計実績は202件と、当初予定していた累計目標216件を概ね達成したことから、育児短時間勤務制度の周知という当初の目的は一定程度達成されたと判断し、前述の育児短時間勤務奨励事業の終了と併せて、令和3年度で終了することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 102ページ</p>

(注) 表中の「報告書」とは、令和3年3月31日付大分県報(監査公表)に登載の監査委員公表第673号により公表された「令和2年度包括外部監査結果報告書」である。